

5. 工事によって生ずる、土地又は工作物その他の物件を県又は土地改良区に寄付・帰属する場合にあっては、当該寄付又は帰属に関する事項

6. 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項

7. その他必要な事項

(1)地区担当役員又は、総代の承諾書 別 紙

(2)担当部署連絡先等

別 紙

承 諾 書

平成 年 月 日付で下記の者から申請された土地改良財産の
改築追加工事及び他目的使用承認については、水路管理上支障ないものと認め
ます。

記

申請者 住 所

氏 名

平成 年 月 日

地区担当役員・総代

印

長野県梓川土地改良区理事長 殿